

廿日市市居住支援協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、廿日市市居住支援協議会（以下「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第51条第1項に基づき、住宅確保要配慮者（法第2条第1項に規定する住宅確保要配慮者をいう。）に対する賃貸住宅の供給の促進に関し、住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議することにより、住宅確保要配慮者が円滑に住まいを探すことができ、安心して暮らし続けることができる環境を整備することを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。
- (2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。
- (3) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関すること。
- (4) その他、目的を達成するために必要な事業に関すること。

(会員)

第4条 本会の会員は、別表のとおりとする。

- 2 新しく会員となろうとする者は、その旨を会長に届け出るものとし、総会において承認を得なければならない。
- 3 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届出なければならない。

第2章 役員

(役員)

第5条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監事 1名
- 2 役員は、会員の互選により選任する。ただし、選任された者が任期途中で役員を退任する場合、その任期にかかる後任者を速やかに選任するものとする。
 - 3 会長は、本会を代表し、会務を処理する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

- 5 監事は、本会の会計監査の事務を担当する。
- 6 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第3章 組織

(総会)

第6条 総会は、本会の最高議決機関であり、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合又は会員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

- 2 総会は、次の事項を評議決定する。
 - (1) 本会の事業計画及び予算に関すること。
 - (2) 本会の事業報告及び決算を承認すること。
 - (3) 本会の役員を選任すること。
 - (4) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (5) その他本会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。
- 3 総会及び臨時総会の開催は、文書による照会をもってこれに代えることができる。
- 4 総会は会長が招集し、議長は会長がこれにあたる。
- 5 会長は、必要があると認めるときには、会員以外の者の出席を求めることができる。

(定足数等)

第7条 総会は、会員の過半数の出席によって成立し、総会の議事は、出席者の過半数によって決する。

- 2 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又はその権限の行使を他の会員に委任することができる。この場合においては、受任者の特定がないときは会長に委任したものとみなし、前項の適用については、出席した会員とみなす。
- 3 前条第3項の規定により総会及び臨時総会を開催する場合にあっては、第1項の適用については、「出席」を「回答」と読み替えるものとする。

(部会)

第8条 本会は、第3条の事業を実施するにあたり、専門的かつ具体的に協議、検討するために、部会を設置することができる。

- 2 部会には、部会長を置く。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を処理する。
- 4 部会長は、部会員の互選により選任する。
- 5 部会長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務局)

第9条 本会の事務を処理するため、廿日市市建設部住宅政策課に事務局を置く。

第4章 会計

(経費)

第10条 本会の経費は、補助金、交付金その他の収入をもってこれに充てるものと

する。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。

(監査と報告)

第12条 監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

第5章 雑則

(秘密の保持)

第13条 会員は、本会の事業の実施に関し知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、本会の事業の実施に関して知ることができた個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(その他)

第14条 この会則に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

- 1 この会則は、令和5年3月8日から施行する。
- 2 設立総会で選出された役員の任期は、令和6年度総会までとする。
- 3 設立総会で選出された役員の任期は、令和8年度総会までとする。

別表（第4条関係）

区 分	団 体 名
不動産関係団体	公益社団法人 広島県宅地建物取引業協会 公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会 広島県支部
居住支援法人	株式会社第一ビルサービス 株式会社マリモホールディングス 株式会社グローバルリゾートレジデンス 株式会社R65
福祉関係団体	社会福祉法人 廿日市市社会福祉協議会 はつかいち生活支援センター 障がい福祉相談センター きらりあ 株式会社H. M. C. 光風舎
居住支援関係団体	広島司法書士会
行 政	廿日市市 建設部住宅政策課 健康福祉部 健康福祉総務課 健康福祉部 生活福祉課 健康福祉部 障害福祉課 健康福祉部 子育て応援室 健康福祉部 高齢介護課 健康福祉部 地域共生社会推進室 地域振興部 地域振興課 地域振興部 国際交流・多文化共生室